

平成 20 年 度 第 4 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 2 0 年 5 月 2 1 日 (水) 午 後 2 時
場 所 教 育 セ ン タ ー 3 階 第 3 研 修 室

第4回定例会議事日程

1 日 時 平成20年 5月21日(水) 午後2時

2 場 所 教育センター 3階 第3研修室

3 協議事項

平成20年度実施計画(21~23年度事業)について

4 報告事項

- ・平成20年度八王子市奨学生の決定について (教育総務課)
- ・市有自動車事故に係る損害賠償の和解について (教育総務課)
- ・八王子市立学校における学校運営協議会委員について (教育総務課)
- ・小中一貫校みなみ野学園(仮称)の設立について (指導室)

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委員長	(1番)	小田原 榮
委員	(2番)	細野 助博
委員	(3番)	川上 剋美
委員	(4番)	水崎 知代
教育長	(5番)	石川 和昭

教育委員会事務局

教育長(再掲)	石川 和昭
学校教育部長	石垣 繁雄
教育総務課長	天野 高延
学校教育部主幹 (企画調整担当)	穂坂 敏明
施設整備課長	萩生田 孝

学 事 課 長	野 村 みゆき
学 校 教 育 部 主 幹 (中 学 校 給 食 担 当)	小 松 正 照
学 校 教 育 部 主 幹 (学 区 等 調 整 担 当 兼 特 別 支 援 教 育 ・ 指 導 事 務 担 当)	海 野 千 細
指 導 室 統 括 指 導 主 事	宇 都 宮 聡
指 導 室 先 任 指 導 主 事	山 下 久 也
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	菊 谷 文 男
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事 (八 王 子 市 図 書 館 長)	坂 倉 仁
生 涯 学 習 総 務 課 長	桑 原 次 夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	遠 藤 辰 雄
学 習 支 援 課 長	牧 野 晴 信
文 化 財 課 長	渡 辺 徳 康
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (ス ポ ー ツ 施 設 担 当)	若 林 育 男
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (生 涯 学 習 セ ン タ ー 図 書 館 長)	遠 藤 幸 保
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (こ ど も 科 学 館 長)	森 文 男

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査	後 藤 浩 之
教 育 総 務 課 副 主 査	小 林 な つ 子
教 育 総 務 課 主 任	佐 藤 秀 靖

【午後 2 時 0 0 分開会】

小田原委員長 それでは、これより平成 2 0 年度第 4 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2 番 細野助博委員 を指名いたします。よろしくお願ひします。

なお、日程中、協議事項については、事案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 6 項及び第 7 項の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。

小田原委員長 本日は報告だけでございます。

まず、教育総務課から順次報告願ひます。

天野教育総務課長 それでは、報告事項でございます。

まず、平成 2 0 年度八王子市奨学生の決定についてでございます。これにつきまして、主査の町田から御説明させていただきます。

町田教育総務課主査 教育総務課、町田の方から説明いたします。

平成 2 0 年度八王子市奨学生の決定について御報告いたします。

八王子市奨学金は、高等学校等に在学し、成績良好、心身健全にして、経済的理由により就学困難な者に対して奨学金を支給する制度でございます。奨学金の支給額は月額 1 万円、支給期間は高等学校等の在学期間中であり、高等学校等への進学希望者を対象といたしまして、本年の 2 月 1 日から 2 月 1 5 日までの期間で募集をいたしました。周知の方法といたしましては、市立中学校 3 年生全員に募集のお知らせチラシを配布するとともに、2 月 1 日号の広報に募集記事を掲載し、各中学校内にポスター等の掲示もいたしました。

お配りしてあります資料をごらんいただきたいと思います。

選考の経緯でございますが、1 0 0 名の募集に対して申請者は 2 9 0 名ありまして、昨年度は 2 5 5 名でありましたので、3 5 名の増加となっております。世帯の所得が生活保護基準の 2 倍以下という制限を超過していた者が 2 名、催促したにもかかわらず所得に関する書類を提出しなかった者が 6 名、市内に引き続き 1 年以上居住するという要件を欠い

ていた者が1名おりました、これらの者を除いた281名のうち、平均評定が3.0未満であった24名を除きまして257名が選考対象者となりました。選考の方法といたしましては、成績状況、学校所見、所得状況、家庭状況を得点化しまして、同じ得点の者については、成績のよい順に序列をつけました。そうして八王子奨学生として100名を決定いたしております。

次に中途採用でございますが、高等学校等の第1・第2学年に在学中であって、高校進学後に経済的理由から就学が困難となった者を対象として募集いたしております。これは、5名の募集に対しまして申請者は15名おりました、昨年度は8名でありましたので7名の増加となっております。選考方法は、先ほど御説明いたしましたのと同じでございます、奨学生として5名を決定いたしました。

続きまして、評定・所得による分布を掲載しております。縦軸に所得を、横軸に成績評定を置きまして、分布がわかるようにしたものでございます。申請者、決定者はごらんのような状況となっております。また、家庭状況といたしまして、両親の状況などを抜粋したものでございます。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課、平成20年度八王子市奨学生の決定についての報告は終わりました。本件について、何か御質疑はございませんか。

細野委員 1つお願いします。私は、こういう奨学制度ってとっても大事だと思うんですね。同時に、奨学を決定された方が、その後、どういう成績になったのかとか、そのあたりの追跡ですよ、それがどうなっているのか。質問です。

天野教育総務課長 奨学生につきましては、次年度のときに成績証明書につきましては出させていただきます。

小田原委員長 そんなこと聞いてないんだって。

石川教育長 それを整理して、どのようになっているのよということを聞いているわけでしょう。

小田原委員長 で、それでどうなってというのは。

天野教育総務課長 まだ、それについて、整理につきましては、状況としてはしてございません。

小田原委員長 そんなはずはないです。成績証明書を出してもらって、どうしたの。出してもらっているだけなんですか。

天野教育総務課長 現段階では、その評定について、3というのがありますけれども、このところをクリアしている、してないという分については参考にさせていただいています。

小田原委員長 ということなのですが、いかがですか。

細野委員 何でそれを聞いたかといいますと、これから、この奨学制度というのは充実していかなきゃいけないと。そうすると、その予算から取られるものばかりじゃなくて、市内在住の方々でも、比較的余裕のある方が、御自分の名前を冠にしてもいいから、そういう奨学の制度なんかをいろいろつくってもらえるということは、これからだんだん出てくると思うんですね。そのときに、ただ出すだけなんだよというのでなくて、その効果がどうだったのかということが具体的にわからないと、そういう奨学金を新しい制度として冠で出しましょうなんていう人たちが出ないかもしれないということがありますよね。ですから、ぜひそのところの精査をお願いしたいということです。

天野教育総務課長 今の御意見等、皆さんの出してきた分につきましては、それぞれの実績というんですか、それを参考に、その奨学生のあり方ということについても参考の意見ということにさせていただきたいと思います。

町田教育総務課主査 現状は、所得に関しては翌年度に確認しておりますけれども、成績は出してもらっても、進級の確認しかいたしておりません。細野委員の言われたとおり、今後それを調査して、どのような状況になったのか、把握していきたいと思います。

小田原委員長 調査してどうするって。

天野教育総務課長 調査して、その効果等がかんがみまして、この制度自体、例えばその金額とか、それから、あとは人数とか、そういったものも検討の参考にするというような形も考えていきたいというふうに思っております。

小田原委員長 そのほかの御質問はございませんか。

細野委員 もう1ついいですか。これから、恐らく外国籍の方々もふえると思うんです。そうすると、そういう外国籍を対象としたような奨学制度みたいなことを検討しているのかどうなのか、そのあたりのことの質問です。

天野教育総務課長 現状のところは検討はしてございません。

小田原委員長 よろしいですか。どうですか、外国籍の者については、その差をつける必要はないというふうに考えて、そういう方向でよろしいかどうかですね。

町田教育総務課主査 現状、外国籍の方も、この奨学金の中では同様に扱っております。

小田原委員長 外国籍の方も同じような条件として考えている、そうですか。それじゃあ外国籍の方ってどのくらいいますか。

町田教育総務課主査 すみません、ちょっと把握しておりません。直ちに出示しますか。

小田原委員長 いやいや、その奨学生ですよ、奨学生の中に。例えば学事課なんかは、この高等学校は中学卒業生だから特に問題ないわけだけれども、そういう点で、学事課は、そういうのが進められたときに何か支障ありますか。

野村学事課長 すぐには思いつきませんが、外国籍というよりも、適当な対象としては、やはり日本国籍を持っている方の就学をお世話するわけで、外国籍の方すべてを把握する、基本的には把握すべきなんですけれども、その方が就学をしているかどうかの把握しかしておりませんので、その後どうなったかということころまでは、追っていないのが現実だと思います。

小田原委員長 そうですか。じゃあ、この件、よろしいですか。外国籍の方で、外国籍の方なんだけれども、日本に入国している人で、住民登録している指定で就学年齢に該当する者は指定の学校に行く、そういう義務が生じるわけですよ、義務教育の場合。それでいいですか。

野村学事課長 日本国籍がある方ですか。

小田原委員長 いや、日本国籍でなくて。

野村学事課長 住民登録をしている。

小田原委員長 うん、日本国籍はないけれども、外国籍なんだけれども、住民登録をして、入国して、入国許可が出て、住民登録をしている者は就学手続きをしてくださいという通知が行くわけだよね。で、住民票がない者。

野村学事課長 それは重国籍ですか、重国籍を持っている人はインターナショナルスクールということはありませんよね。

小田原委員長 すみません、そういう観点から言えば、日本の高等学校に通っている者は、外国籍であれ、この奨学金の対象生にならないとおかしいというふうになるわけだよね、そうですね。

今、細野委員から御質問のあった部分について、追跡調査と申しますが、追跡調査というよりは、これの効果がどうだったのかという、そこが大事だということなんですよ。であれば、もっと奨学金の制度を広げる、税金だけじゃなくて、企業あるいは篤志家の寄付をもって基金にするというようなことも考えていっていいのではないかと申すことだろ

うと思いますので、その点についても御検討していただいて、提案すべきことがあれば提案していただきたいということになるだろうと思います。よろしくお願いします。

水崎委員 高校2年生を対象に特別奨学生というのも決定しているんじゃないかと思うんですけども、それは、この審議会ですらないのですか。

天野教育総務課長 これにつきましては、ここで4月の段階で申し込みをしていただくので、まだここでは議題にはなってございません。

水崎委員 はい、わかりました。

小田原委員長 最近の景気の動向で、家庭の経済状況のために高等学校を退学、あるいは私立学校を転学せざるを得なかったというような、そういう状況の把握も多分されてないと思うんですけども。

天野教育総務課長 はい、してございません。

小田原委員長 そういうことを承知しながら、奨学金というのをどういうふうにかというようにすることは大事な視点だろうと思いますので。ただ、この予算がこれあるから、だから奨学生を決定するというだけじゃない、これは私どもも含めて、奨学生を決める審議会の皆さんにもそういう認識を持っていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

そのほかに御質問、御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 引き続き、市有自動車事故に係る損害賠償の和解について。

天野教育総務課長 それでは、市有自動車事故に係る損害賠償の和解についてでございます。

報告資料の3のところに事故の概要がございます。概要ですが、平成20年2月21日の午後4時50分ごろですけれども、東浅川小学校で公務を終えました教育委員会の職員が、公用車で帰庁するため、校門を出て渋滞中の町田街道、ここを右折しようとしたときに、その停車していたトラックの運転手から右折どうぞという合図をもらいまして、右折しようとしたところ、右方向から、センターラインを少しはみだして直進してきましたその相手方の大久保さんの所有車両と接触して、双方の車両も損傷したものでございます。

この事故につきましては、職員が右折時に右側の安全確認、これを十分に行わなかったために発生した事故でございます。双方の責任割合について、市の事故処理委員会におい

て、八王子市70%、相手方30%で承認されまして、相手方とこの割合で示談の了承を得たところでございます。平成20年の5月9日に、地方自治法第180条の第1項に基づく委任により、市長において専決処分をしたものでございます。本市が相手方に23万6,256円の賠償金を支払うというものでございます。

その事故の翌日でございますけれども、部内の各管理職から、職員に対して、このような事故を起こさないように安全確認の徹底、そういうことを細心の注意を払い運転するよう、こういった指導を行ったところであり、今後の事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

なお、本件につきましては、5月28日の文教経済委員会で報告するというような予定でございます。

報告は以上でございます。

小田原委員長 本件について、何か質問はございませんか。

これは何でこれが裁判になっちゃったんですか。

天野教育総務課長 裁判ということじゃなくて、事故の賠償金、車の損害の関係で、そこで事故の割合をやったということですから、裁判ではございません。

小田原委員長 裁判ではなくて和解。

天野教育総務課長 はい。

小田原委員長 示談。

石川教育長 示談だね。

天野教育総務課長 はい。

小田原委員長 そうすると、これは、その八王子市の責任になるんですか、市有車であれば。

天野教育総務課長 はい。

小田原委員長 市有車だから、運転者の責任じゃないんですか。

天野教育総務課長 八王子市の責任ということです。

小田原委員長 あ、そう。

石川教育長 本人に責任があるんですけれども、公務員ですから、その雇い人である八王子市が最終的には。

小田原委員長 うん、それは裁判の場合にはそうなるけれど。

石川教育長 その辺、議論があるところで、公用車による事故が非常に多いんですよ。だ

から私なんかは、もう個人的には運転者が自己責任で、それこそ自分で直せば、こういう事故は極端に減るんじゃないかなというふうに思っていますけれども、そうなっていないがために起こっている事故も多いのかなというふうには思っていますけどね。

小田原委員長　これはどうなんだろう、そういう公用車の保険は市が入っているからということなんでしょうか。

天野教育総務課長　はい、そうでございます。

小田原委員長　そしたら、それはそれとして、保険はうちが掛けるけれども、その分は、その事故の責任の度合いによって、つまり運転者の責任が100%なり、100%にかなり限りなく近いというような場合には、運転者個人に支払いを命ずることができるみたいな条例はつくれないんですか。条例なり規則なり。

天野教育総務課長　そこは事務局準備として、ちょっと調べないとわからないところがございます。

石垣学校教育部長　ちょっと話がそれますけれども、この問題は、処分という問題が出てきたことについては、市の職員は公用車を運転する機会が非常に多い面がございます。そういう中で、非常に事故が多かった。今でも多いんですけれども、非常に多かったと思います。そういう経過の中で、安全衛生委員会が中心となって、また、各職場の中で事故を減らすと、事故ゼロという1つの目標を立ててやってきたんですけれども、やはりそれでも事故が減らないという形の中で、職員の意識の問題、法令を守らないで事故を起こすというのはほとんど、もうないわけじゃないですけれども、ほとんど見つからないんですけれども、ちょっとした不注意、そこら辺から事故が起こるといふようなことがございまして、それを撲滅していこうということなんですけれども、やはりずっと出てきた中で、そういう1つの処分というんですか、こういう処分の中でやっていこうと、事故を減らしていこうということも1つ考えた部分がございます。

それと、今回の事故を起こした職員が支払いをするというお話をいただきましたけれども、恐らく、それをすると公用車を運転しないという話がやはり出るんだろうなと、今の中で車を使わないで仕事をするというのはほとんど不可能でございますので、そこら辺のところ、民間ではあるかもしれませんが、そういう仕掛けというのはちょっと、非常に厳しいのかなと。

また、今回の場合の賠償金につきましては、補償する場合については、例えば車の瑕疵があった場合について、それは年数が経っていると、100万で買った車でも20万とか

30万ほどしかない。それが事故割合の中で、それを越えた部分の損害が出てきた場合については、市は、その市有物件に入っておりますけれども、市有物件も、その中で、割合の中で見ますけれども、それ以上の割合が出た場合については市がそこを補填すると、今回の場合についてはそういう形で、この今回の議案を出させていただいたと、議案を出していくということでございます。

以上でございます。

小田原委員長　　そういう仕組みになっているというのはわかるけれども、それは、その市民の立場からいったときに、認められる中身なのかどうかということだろうと思うんですけどね。本人の瑕疵にもかかわらず、税金でもって賄わなければいけないというのが納得されるのかどうかということだと思いますけどね。

森こども科学館長　　よろしいですか。1つそれに、僕は安全衛生にいたものですから、ちょっと一言。一つは使用者責任というのがあります。使用者は、車をもって、その方に安全に運転させるという義務を負うというのが1つあります。そこで、損害賠償について、いわゆる保険に入ること自体は、1つは、自動車の所有者は必ず保険に入らなきゃいけない、そこからお金が出るんです、1つ。じゃあ、どこまで個人に賠償できるかという、なかなかその責任問題で難しい。使用者がそこまで教育をして、どこまで徹底を図れるかというのもあたりなんかして、これは内部でも結構検討しました。けれど、個人ではなかなか掛けられないということで、何をするかというと、今度は罰則の強化という形になるんです。例えば、何回か事故を起こした方には、訓告、戒告とかするというような形で1つの制度ができています。そういった形で積み上げられたものだというので、個人で、なかなか、損害賠償に対しての責任をお金として払うというのはなかなか難しいという形で今まで来ているんです。

小田原委員長　　国家賠償法でしたっけ、に基づけば、国家ないし地方公共団体が責任持たなきゃいけないだろうと思いますけれども、なかなかできないという、そのなかなかの中身がわからないので。まあ結構です、そういうことで専決したものですから、決まった話ですから。

石垣学校教育部長　　よろしいでしょうか。車は、市民の財産を我々が操っているんだという意識をきちっと持たなきゃいけない、自分の車であれば自分が出すわけですけども、同じような意識を持って、市民の財産、それを我々が扱っているんだと、そういう意識を持ってやっていかなきゃいけないというのが根底にございます。また、今、委員長の方が

らお話がありましたように、国家賠償法の中では賠償させることはできるわけでございます。教員なんかの場合でも、そういう事故があった場合にありますけれども、今の方向でしばらくやっていって、その状況を見ながら、次のステップを踏むということになるだろうと思っておりますので、今はまだ、これで完全にコンクリートされたわけではございません。こういう形で、今、事故を減らしていこうという考えで今やっているところでございます。事故が起こったときに、その部分を自分の瑕疵、その部分をどういう形で出していくかというのは、方法としてはいろいろあるでしょうけれども、それがずっと続くようであるならば、やはりそういう方法も、将来、考えていく話になるだろうと思っております。今はその過程だということで御理解いただければと思います。

小田原委員長 はい、わかりました。じゃあ、この件についてよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、続いて八王子市立学校における学校運営協議会委員について、お願いいたします。

天野教育総務課長 それでは、この八王子市立学校における学校運営協議会の協議会委員につきまして、町田主査の方から説明させていただきます。

町田教育総務課主査 八王子市立学校における学校運営協議会委員について御報告いたします。

お配りしてあります資料をごらん願います。

東浅川小学校学校運営協議会の船橋委員から、PTA会長を退いたために、4月25日付で辞退届が提出されまして、教育長においてこれを解職いたしております。また、後任といたしまして、学校長より推薦がありました穂積新PTA会長を学校運営協議会委員として、教育長においてこれも決定いたしております。

続きまして、宮上中学校の学校運営協議会の末次委員から、これは御本人様の都合でございますけれども、5月9日付で辞退届が提出されまして、教育長においてこれも解職いたしております。

なお、参考といたしまして、それぞれの委員名簿をおつけいたしております。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課の説明は終わりました。本件について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。P T A会長が交代したから交代したということですか。

天野教育総務課長 御本人のお申し出というのがございます。そこで、役職としてはP T A会長がかわったということになりますけれども、御本人のお申し出ということでございます。

小田原委員長 そういうことだそうですが、いかがですか。

それはそれでいいですけれども、私は、その役職についてるとというのがやはり気になりますね。地域運営協議会の委員として委嘱するについて、その人に委嘱しているわけであって、P T A会長をやめたから、だから、じゃあ、まあほかの人になりますよというふうなことでいいのかどうか。この協議会委員というのは役職についているのか、そこら辺、もうちょっと考えなきゃいけないんじゃないですか、どうですかね。

石垣学校教育部長 おっしゃるとおりだなと思います。基本的には、学校の中で、その役職で選定している場合がほとんどなんです。そうしますと、P T A会長とか一定のその職の部分でありますと、1年ですぐかわってしまうという話になりますと、学校運営協議会、学校、コミュニティスクールの趣旨というものが、やはりこれは数年かけてやらなきゃいけない部分がございますから、そういう継続性を考えたときに、やはりちょっと考えていかなきゃいけないと、今のお話を伺って、何かちょっと仕掛けをしていきたいなと思っております。

水崎委員 10人という人数が決まっていると思うんですけれども、その中に保護者が入って、地域住民が入って、あと学校長が入って、学識経験者が入ってという構成になっていると思うんですけれども、この人数の割合は学校で独自に決めてよろしいんですか。必ずこの方たちが入らなくちゃいけないと、保護者も絶対入らなくちゃいけないとかになっているんですか。

町田教育総務課主査 教育総務課の町田です。

法的には、保護者と地域住民は規定されておりますので、入られているわけなんですけれども、その他について、ただ、私どもとしては学校長と学識経験者を入れてもらうようお願いしています。その構成割合については特段の定めはございません。ですので、先ほど、保護者については、P T A会長という肩書きは、通常は保護者の代表ということになるかと思っておりますので、それを今後どういうように扱っていくかが問題かとは思いますが。

小田原委員長 そのほかはいかがですか。

よろしいですか。では、特にないようでございますので、学校運営協議会委員について

も終わりということによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、教育総務課からの報告は以上でございます。

小田原委員長 次に、指導室から御報告願います。

宇都宮統括指導主事 統括指導主事の宇都宮でございます。よろしくお願いいたします。

A 3 版の資料に基づきまして、小中一貫校みなみ野学園（仮称）としておりますが、の設立についての御説明を申し上げたいと思います。

3月26日の定例会において御説明申し上げました小・中一貫教育についてのお話をさせていただいているところでございますが、一貫教育の背景、それから目的については、そちらに書かれているとおりでございます。ただ、今回、一貫教育の目的の中で1点変更をしたのは、特色ある学校づくりを推進するというのを第1優先に持ってきたというところでございます。

それから、八王子市の小・中一貫教育の全体的考え方ですが、八王子の小・中学校は、全校が小・中一貫教育をやっていくんだという前提条件のもとに、下の段の、市内全校で共通に取り組む小・中一貫教育というものがございます。その中で、各学校、各地域の特色を生かした小・中一貫教育というものを行っていくと。そして、その中の特色ある教育活動の一つとして、小中一貫校の開設があるというようなスタンスでいきたいと思っております。現在、みなみ野小学校・中学校におきましては、小・中一貫教育実施校として研究に取り組んでいただいているところでございます。部内の小中一貫校の設立準備委員会において、今後、適正配置ですとか選択制、学費等を含めた中で考え、検討を行いながら、その中で詳細なスケジュールを決めてまいりたいなと思っております。その中で、八王子市としての小・中一貫教育の基本方針及び実施方策につきましては、今後、策定していく予定でございます。

なお、平成23年の4月より全校で実施して取り組んでまいりたいなと思っているところでございます。

このみなみ野学園（仮称）の設立の内容につきましては、一番右側の小中一貫校開校という中に書かれておりますが、平成21年4月1日に向けまして、これらのものを柱といたしまして開校を目指してまいりたいと考えております。

それから、前後しまして申しわけございません、下の段の小・中一貫教育の指導資料の

中で、一番右の欄で、小・中一貫教育の指導資料作成委員会を全市で行っております。今年度開設しております委員会は、そこに記されているとおりでございます。これは、来年度の教育課程の編成に間に合いますように、12月までに資料の方を作成して、各学校に周知してまいりたいと思っております。平成21年度におきましては、ここに書かれている以外の教科領域について作成して、各学校に周知をしていく予定でございます。

以上でございます。

小田原委員長 指導室からの報告は終わりました。本件について、何か御質問、御意見はございませんか。

水崎委員 まず、市内全校で取り組むという解釈の仕方なんですけれども、取り組んでいいという解釈なのか、それとも、全校がやらなくちゃいけないという、そういう解釈なんでしょうか。

宇都宮統括指導主事 全校で取り組まなければならないという方向で持っていこうと思っております。

水崎委員 それがうまくいくような学校と、なかなか、立地的な問題とかもあってうまくいかない場合、または、それをやらなくても地域とうまくやれている学校もあるということも含めて、それをどのように考えられていますでしょうか。

宇都宮統括指導主事 例えば、美山小学校等を考えますと、中学校との距離が大変離れております。ただし、その中で八王子市の小学校が中学校との連結を考えたカリキュラム編成や指導体制をつくっていくということ自体が、もう既に小・中一貫の考え方に乗ってくるのかなと思っております。それから、小・中連携の日ということで、学期に1回ずつ設けているわけなんですけれども、その中で、ちょっと大がかりにはなりませんけれども、中学校の先生が小学校へ行ったり、小学校の先生が中学校へ行ったりしながら、いわゆる強固な連携を一貫というふうに考えていきたいなというふうに思っております。ですので、先ほど申し上げましたとおり、各学校の特色、それから地域の特色というのは、そういった意味で御理解いただければなというふうに思っております。

水崎委員 あくまでもみなみ野小中のようなことをやれというのではなくて、いろんな隣接型とかありますよね、小・中接続とか連携とか、そういったことも全部含めての一貫という考え方でよろしいんですか。いろんなやり方があるという意味での一貫という言葉なんですね。

宇都宮統括指導主事 そのとおりでございます。

小田原委員長 そのとおりでいいの。そんなのだったら今までと何も変わらないという話なんじゃないの。ここはモデル1からモデル5までを考えたら、これが小・中一貫だなんて、私は前から、決して小・中一貫だと思っていないんですよ、こんなのは。なら今までだって小・中一貫じゃないですか。このモデル5までを入れたのを小・中一貫とするならば、今までの小・中というのは、せいぜい3校が一つの中学へ行ってるわけでしょう。だから、それを考えないで小・中一貫みたいなことを言っていたら、その小・中一貫なんてのはやらなくたっていいと思いますよ。

石川教育長 いいですか、背景として、小・中学校の先生方が、ようやくここに来て、その交流を始めたところなんですよ。その背景には、連携の日なんていうのを設けたということもあるんですけども。そこで、実際に話し合いをしてみると、要するに中学校の先生は小学校のことを全くと言っていいくらい知らない、その逆もまた同じことなんですけれども、やはりその中学校にしてみれば、小学校の子どもたちをよく知った上で、例えば小学校高学年の教科担任制なんかを中学校が助力をしながらやっていったときに、小・中という、その接続の問題がかなり緩和をされる。例えば、そのみなみ野小中で考えてみますと、みなみ野中の不登校というのはほとんどゼロに近いわけで、そういったことを考えると、やはりスムーズな接続ができているのかなという、そんなことがありますので、その接続のことだけを考えても、私は、その一貫教育、要するにこれはハード面じゃなくて、むしろどっちかというソフト面も連携なので、連携というか一貫なんですけれども、それをやっていくと、今まで以上に子どもたちに与える影響というのは大きいのかなという。そんなことで、八王子のこれだけ広い市域の中で、みなみ野小中のような形ばかりじゃなくて、いろんな形が考えられるので、それをひっくるめて一貫教育というふうにとらえているところなんですけれども。

小田原委員長 私が言っているのは、気をつけないといけないのは、その連携とか交流とかいうものをもって一貫というふうにしてとどまっちゃうことはまずいだろうということなんです。だから、僕は、水崎さんがどういうことを心配されているかわからないんですけども、すべての学校が小・中一貫を目指して行ってほしいという、これが市のスタンスだというふうにして考えていかないといけないだろうと思っています。で、みなみ野が一番いい形になるだろうというふうに思いますよ。その場合は、もう校舎も学校もくっついているわけだから。それが物理的に無理な学校だとしても、小学校、中学校は一貫しなければいけない。で、国の方もそれを進めてきているわけですよ、地域運営学校も含めて、

いろんな形のものを。だから、そのどれが一番いいのかということ求めてほしいということなんですよね。だから、そうでないものはおいていかれますよという、そこなんですよ。

だから、いろんな条件があったとしても、離れていたとしても、小・中一環を進めなければいけないだろうと、しかも、そのところでは、習熟度別という言い方していますけれども、そうすると、学年という枠を取っ払ってもいいということ国の方は言ってますから、提案してきていますから、そういうのも含めていく。そうすると、21年度に開校する、その四角の中身のところで、その六三制を維持しつつなんていうことをわざわざ言うことが必要なかどうか、あるいは、小学校から中1を教科担任制にすると、何でそんなことを中1のところまで言わなきゃいけないのとか、気になるところは幾つかあるんですよ。

石川教育長 中1じゃないんじゃないの、中3じゃないの。

小田原委員長 そういうのは小1からでいいんだよ、もうそんなのは。すべてやるかどうかというのは、それは全科いい場合もあるわけで、だけれども、小1の音楽とか、美術とか、生活とかは、教科担任制にしちゃったって僕は構わないぐらいに思っているんですよ。だから、小学校部分も含めて教科担任制にするとかいう言い方がいいのかなというふうには思うんだけど。そこら辺、幾つか検討するところはあると思いますけれども、ついでに申し上げておきます。

はい、どうぞ。

水崎委員 私も、さっき教育長がおっしゃったように、八王子は本当に地域が広いので、その学校の実情に合わせてこういうものを取り組んでいく、取り入れていく、そういうやり方でやっていただけた方がうまくいくかなと思ったもので、否定しているということではなくて、各校のそれぞれ特色を生かして前向きにという、そういう解釈の仕方だったら楽だなと思ったんですね。それだけだったんです。

石川教育長 委員長の言われることもよくわかっているんで、私も、そういう考え方は大事だと思うんですけども、ただこれ、今の制度の中でも、さっきのコミュニティスクールにしてもこの一貫教育にしてもできる話なんですよね、別に制度を変えなくたって。品川のように、四三二とかという、その接続を切るということになると特区を取らなきゃいけないわけですけども、でもその六三制、その品川等の制度とも違いをはっきりさせる上で六三制をとるということをここに書いているんだろうというふうに思いますけれども、余

りにも現場の動きが鈍いものですから、やっぱり子どもたちのことを考えれば、子どもたちにとって、より効果がある方法を考えていくということは大事なことであって、学校の活性化策の1つとして、ぜひこういうものに取り組んでほしい。その中で、基本的なこの部分については、もう全校でやっていくんですよと。で、学校に意欲があれば、それをもっと進めていって構わないわけで、そういう適度な競い合いといいますか、その辺のところを期待しているところなんです。

小田原委員長 はい、どうぞ。

水崎委員 ちょっと別の件なんですけれども、21年度小中一貫校開校のところで、1番で校長1名とする、小学部、中学部に副校長1名ずつとなっているんですけれども、たしかみなみ野君田小からがあと3クラスふえて33クラスになると思うんですよね。そこで校長先生1人ということについて、みなみ野小中の校長先生は、何かお話をされていますか。

宇都宮統括指導主事 3学級ふえるというお話でしょうか。

水崎委員 ふえて33になっちゃいますよね、来年度。

宇都宮統括指導主事 はい。

水崎委員 小中全部合わせて。

宇都宮統括指導主事 はい、全部合わせて33学級になります。それで、空き教室も全くなるといふところの話も受けてはいるところですが、先ほど申し上げましたとおり、その点も含めて学区域ですとか適正配置のことも考えながらやっていかなければならない。その中で、学校長が1名ということにつきましては、小・中一貫教育を考えていく上で、9年間を見通して経営を行っていただく方が必要ということで、1名というふうにはここに書かせていただいております。説明は既に済んでおります。

水崎委員 学校長の了解は、これで十分やっていけますという了解はされているんですか。それとも、まだ、これから話をしていく段階でもあるんでしょうか。

石川教育長 まだ、ここで決定をして、幾つかの手續を踏みながら、都教委とも相談をしなきゃいけない話で、理想的には校長1人、それから副校長がそれぞれつくというのがごく当たり前の望ましい形だとは思いますが、ただ、いろんなことが考えられるわけですね。例えば、三鷹でやっている西三鷹学園でしたっけ、あそこなんかは3校、2小1中なんですけれども、3人の校長がいて、そのうちの1人が学園という組織をつくって、学園長になっているんです。で、校長は副学園長ということになっているんですけれども、そういう方法もあるし、それから、品川の日野学園のような、校長を1人にして副校長を3

人置いているところもあるんですよ。3人置く必要があるかどうかというのは、私はちょっと疑問なんですけれども、この辺は東京都とも相談をしながら、私は、理想とすれば、校長1人、副校長2人、そして、その分を教員でもらいたいというふうに思っているところなんですけれども、この辺はまだ交渉しなければいけないものですから、まだ、かなりそのフレキシブルに考えていただきたいなというふうには思っているところです。そういう具体的な話も小中の校長にはしてあります。

水崎委員 わかりました。

小田原委員長 御質問なんですけれども、何で校長の了解を得なきゃいけないの。

水崎委員 了解というか、結局、現場を抱えてやっておられるのは校長先生ですし、実際にそれで運営をしていただかなくちゃいけないときに。

小田原委員長 で、校長が30学級じゃできませんって言ったら、それも2人にするんですか。

水崎委員 だから、そこら辺の話し合いはされているんですかということ。

小田原委員長 だから、話し合いをしなければいけない理由がよくわからない。

水崎委員 それは理由というよりも、実際、そこら辺は上から押しつけるものではなくて、やっぱり現場の声を聞きながら、でも、そこを無理してやってもらうのか、それを。

小田原委員長 だから、それが30学級だから、何でその現場の意見を聞かなきゃいけないかっていうところがわからない。

水崎委員 でも、実際、校長先生の話聞く必要ってないんですか。

小田原委員長 だから、30学級だから聞かなきゃいけないという話じゃないと思いますよ。

水崎委員 だから、30学級だから何学級だからじゃなくて。

小田原委員長 じゃあ1学級だったら、もう聞かなきゃいけないとそういう話になるわけですかね。

水崎委員 そういう極論じゃなくて、やっぱり校長先生の、現場の先生の声、それはもちろん正しい、正しくないというところを言うつもりはないんですけれども、やっぱり実際に現場でやられている先生がどう思われているのかなということをお聞きしたいなと。聞いた上で、じゃあどうしようかというのはまた次の問題だろうと思うんですね。だから、そこら辺を聞く必要がないって頭から言ってしまうと、やっぱり校長先生だって、正直おもしろくないんじゃないかと思うんですね。自分が一生懸命やろうと思えば

思うほど、意見は聞いてほしいという、人間としてそういう気持ちになれませんですか。

小田原委員長 意見を言うなど言ってるわけじゃないんですよ。こういう学校をつくることについて、校長を2人にしなきゃいけないかというふうな話を聞かなきゃいけないかということなんですよ。

水崎委員 だから、具体的にどうのというんじゃなくて、きちっとそういう話をして進めているんですかということをお前は聞いたかったんです。

小田原委員長 ああ、そうですか。

水崎委員 はい、だから市教委として、校長先生の意見を聞きながら、話し合いを十分持ちながら、じゃあこうしよう、ああしようって私はやっていってほしいなど、それで言ったつもりだったんです。

細野委員 現場の意見を聞くというのは、これは大々賛成。そしたらPTA、校長先生だけじゃなくて、現場の先生方にも聞かなきゃいけないしね。

水崎委員 そうですね。

細野委員 それはもうやぶさかではないんですよ。そうじゃなくて、この小・中一貫教育をすることの意味ということからやってほしくて、教育サービスを供給する側の事情がどうのこうのとか、そういう話じゃないんですよ。八王子の小・中の教育をどうするのかと、いい方向に持っていくための1つの形態として一貫教育というのがあるだろうと、それがうまく進むにはヘッドが1人の方がいいかもしれない。合意をいろいろ得たりとか、リーダーシップを持たせるためには、そういう工夫もあるわけですよ。全然その意見を聞かないということじゃなくて、それは聞きますけどね。ただ、それは教育サービスの供給側の事情ということに配慮してどうのこうのといったら、理想的な一貫校なんていうのはできないかもしれないということもあります。でも、それは意見を聞かないということじゃないんですよ。今までの既得権益がどうだからどうのこうのという話をしたら、こんなものはできないんですよ。

ついでに私は言いたいんだけど、この一貫教育推進の目的の中に、特色ある学校づくりを推進する、何でこんなものを一番最初に持ってきたんだ。私はこんなものは当たり前前の話だと思う。やっぱり2ですよ。学力向上を図るためには、今の六三三というやつをどういう形で枠組みを変えていいたら、その教育の向上になるのか、今の現代社会のいろいろなことに対して、その学力をつける、あるいは知識をつけるというときにはどういう方法がいいのかということをおぼろげに考えるためにこれをやるんだということを持ってこなきゃい

けないんですよ。この1にこんなものを持ってくるなんて、こんなのは当たり前の話。そのためにやるんじゃないんです。ということをもつ私は意見を申し上げたい。

それから、もう1つ言うと、今、我が市だって、校長の再任とかいろいろやってるわけです。なぜ再任しなきゃいけないのかということがありますよね。もしもこれがうまくいくなれば、小中一貫にすることによって、要するに初等・中等教育での学校運営のリーダーシップというものが、もっともとうまく図れる場合もあるかもしれない、そんなこともあるわけですよね。で、もちろんその教育現場の話はいろいろ聞かなきゃいけないんだけど、それは校長先生だけじゃないだろうと、それは一般教員の話も聞かないといけないしということもありますよね。どうしたら先生方がうまいぐあいに学力の定着と向上というのを図れるのか、そのための環境づくりとして、こういう仕組みづくりがあって当然じゃないのかということを考えないといけないと思います。必ずしも教育サービスの供給者の事情がどうのこうのということばかり考えてもしょうがないというふうに思います。

水崎委員　私が言っているのは、言うことを聞けとっているんじゃないで、意見を聞いてほしいと、そういうつもりで言ったので、そこは御理解いただければと思います。

小田原委員長　いや、聞き方がそうじゃなかったから。お尋ねの仕方がそういうふうな形のものに聞こえなかったものだから、お聞きしたわけです。

水崎委員　じゃあ、私の言い方が悪かったのかもしれないけれども。

小田原委員長　行政は、その市民の声を聞かないで行政を進めるなんて今の時代にはあり得ない話です。

水崎委員　でも私は、みなみ野中へ行って校長先生とも話して、校長先生なりにいろいろお考えを持っておられるというのを私は知ったものですから、ぜひそこら辺は話し合っ、いい小中一貫校ができるようにしてほしいという、それが願いだったんですね。

小田原委員長　もしそうだとすればですよ、水崎さんが校長の意見を聞いてきたと、そういう意見がしかるべきものだというふうに考えるならば、水崎さんがそれを言うべきなんですよ、ここで。校長もこういうふうに言っているからと。皆さんが校長の意見を聞いてますかなんていう聞き方ではなくて。そんなのを聞かないでこういう話を進めてるなんて私は思っていないから、なぜわざわざ聞かなきゃいけないかということを探るのかということがわからない。水崎さんは、校長から話を聞いてきて、校長にいろいろ言ってるから、だからそういう話を聞いているのかどうかは、多分聞いているんじゃないかと

思うんですよ。そういう話は私は要らないと、校長の話も聞かないでこういう話を、このところでみなみ野という名前が出てくるはずはないと私は思ってますからね。

水崎委員 聞いてもらってれば、それで私は構わないんです。ただ、それが心配だったから、もう一度ここで確認をさせてほしかったというだけのことなんです。それでちゃんと話し合ってますよ、前向きに検討してますよというのを聞ければ、私はそれでよかったわけなんです。別に私は校長の代弁者になろうとも思いませんし、私は校長になったこともないから学校経営の仕方もわかりませんので、それは構わないんですけれども、ただ、校長先生は、もちろん先生方の意見だってきちっと聞いていると思うんで、そこら辺をきちっと、学校と市教委と話し合って進めていってほしいなど、それが願いで言っただけのことなんです。それだけです、単純に。

小田原委員長 よろしいですか。では、どうぞ。

細野委員 今の話はわかりますけれども、六三制という組み合わせが、何回も言いますけれども、教育の成果を高めるために最善の方法であるのかどうなのかということは、もう散々国でも議論してきたわけなんです。で、これじゃちょっとおかしいだろうと、なぜ6年度、つぎのときの段階で断続的な状況をつくらざるを得ないのかと、それよりは、もうちょっと違った形でスムーズにいくような教育政策がとれるなら、その方がいいでしょう。じゃあ、これ一貫にしたらどうですかということが1つ。

もう1つは、やっぱり学校というものも教育サービスをする1つの組織なんです。組織というのがうまく動くという場合にはリーダーシップがとっても大事なんですよ。そうすると、そのリーダーシップをちゃんと持たせるためにはどうするのか、ヤマタノオロチみたいなものがあるのか、1つの頂点をつくったらいいのか、そのあたりの執行から意思決定のところまで、どうやってスムーズにいくのかということを考えてときに、小・中一貫ということは、やっぱり1つの組織であるべきなんだ。そうすると、リーダーシップをとる人間は1人ということの方がいい。下の人たちが両方の顔色を見てやる、これはちょっとおかしいんですよ。ということですよ。だって執行機関ですから。私はそう思いますよ。ここが違うんですね、合議の機関だから、あなたのような考え方もあるし、僕のような考え方もあるし、委員長もあるし、みんな違うと思う。それは合議機関だからいいんですよ。でも、そうじゃないんじゃないかということですよ、私はそう思う。

小田原委員長 ということでよろしいですか。

そのほかの意見はあるでしょうか。

川上委員　　ちょっとよろしいでしょうか。これは仮称ですけども、みなみ野学園というところ、先ほどからいろいろ言われて、三鷹学園、日野学園といろいろ出てきますけれども、小中一貫校で学園とつけているところが多いと思うんですが、学園とは何なんでしょう。

小田原委員長　　僕は、これは余りよろしくないと思っている。南大沢学園と日野学園と一緒にしたような名前になっていると思いますから、これはぜひ変えてほしいです。

川上委員　　ちょっとそれと、そのことはちょっと、まあ仮称ですから、それはまだいいんですけども、今、話の中でいろいろ聞いていると、小・中一貫教育というのと、小中一貫校というのと、やっぱりあれが違うと思うんで、校長先生の話も出てきたからそうなんですけど、ここは選択性をとっていますよね。小学校から違うところへの、例えば地域の近いところで小・中一貫教育をやっているからってそこへ行くと、そうじゃなくて、中学校はまた別の選択をしてとか、また違うところへ行く、その場面でも、八王子においては、小学校から中学校というのは、当然一貫した教育がされているんだというふうに私は認識をしていましたので、余り形を、もちろん整えていかなきゃならない、そういう形の中で生まれるものもあるのではないかと思いますけれど、八王子は小・中一貫、当然。

　　ということは教育、要するに目に見えませんが、誰からどうのこうのということじゃないでしょうけれども、八王子の小学生が中学校へ行くときに、今、六三制でそのまま行っていますけれども、そうであってほしいと。それは教育の中身はそうでしょうね、どこでも、というふうにちょっと思うんです。ただ、特色とか何かになりますと、それで、その特色を選んで、入るときの内容的なもの、教育の中身、学力向上にそれこそつながるようなことを、人間力が高まるような、その教育に関しては、どこでも一貫であるのではないかというふうに私は思っているんですけども。

小田原委員長　　何かコメントはありますか、皆さんの方で。

　　今の川上委員のお話は、私は、八王子の教育は小・中一貫だという、どこへ行っても小・中一貫であるべきだと思っているんですよ。で、それは先ほども言われたように、その学校が離れてるところとくっついてるところと、そういう違いがあるだろうとは思いますが、で、その先ほど教育長がお話しになったように、小学校の先生方は、小・中のその接続が大事だというふうに言っているけれども、その中学のことをあまり知らなかったり、あるいは中学の先生たちが小学校のことを知らないという話、これは日野で小・中一貫が始まったときに、あのときの教育長が、中学へ行って悪くなると、小学校の先生

は中学の教育がよくないと言い、中学の先生たちは小学校でろくな教育をしてこなかったから大変だというふうな話をお互いにしてしまうというのを変えていきたいというようなことを盛んに言ったんですね。だから、そういうふうであってはならないというのが基本的にあると思います。

川上委員　それが小・中一貫教育じゃないですか。

小田原委員長　ええ、そうなんです。

川上委員　というふうに思っているんですけども。

小田原委員長　そういうことだと思います。

川上委員　それで、八王子では違うんですね。

小田原委員長　同じだと思います。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、ここで言っているものについて、幾つかありましたけれども、また御検討いただきながら、小・中一貫を進めていっていただきたいということです。

はい、どうぞ。

細野委員　もう1つ、一貫校にしたときの校区というやつは、どういう形なんですか。もちろん自由選択だけれども、そのあたりはどういう処理の仕方をするんでしょうか。

宇都宮統括指導主事　その辺も含めて、今、みなみ野小中そのものが選択に……。

野村学事課長　このみなみ野小中は、今は、他地域のところからは、小学校は選択除外になっている。中学校は一部除外のところがあります。基本的には学区というのはそういうコンセプトというふうに考えております。

細野委員　そうすると、少し頭の中でシミュレーションするとうこうなと思う、あ、こういうの、いいのができた、今の学区ではだめなんだけれども、私は入りたい、そうすると、例えば小学校と中学校というのは、もう満杯なんですよ。

野村学事課長　小学校も。

細野委員　小学校は満杯なんです。それが、ここでは小中一貫で満杯になるかもしれない。そのときに、優先順位をつけてしまうのかどうなのか、そこのところのそのスキームはどうなっていますか。

宇都宮統括指導主事　この場で申し上げるのもどうなのかと思いますけれども、ここではみなみ野小中の話をしてありますが、先ほど特色ある教育というお話をしたのは、いわゆる八王子の全体の学校を考えたときに、小・中一体型の一貫校をほかにも考えていかれる

のではないだろうか、そして、その中で選択されることもできるようなシステムを今後考えていかなければならないなというふうには考えております。

細野委員 いや、だから、八王子の小・中は、全部その特色ある学校づくりをしなきゃいけないんですよ。それは小・中一貫でそれが達成されるんだという話じゃないわけでしょう。あくまでもこれは、その教育上、今の現状に合わせた形で教育体系をどうするかということの1つの仕組みとして、この小・中一貫校ということをつくらうということでしょう。そうすると、ああ、これは時代に合っていると、我々も入れたいと、八王子の住民なんだから、税金使ってるんだから、ということになりますよ。

そうすると、今でもみなみ野の小学校の教育体系はいいというのがあると、で、もう満杯なんだと。もっと来るかもしれない。ますます来るかもしれない。そういうときはキャパシティがありませんから、優先順位としては、学校区というものの人たちを優先しますよという形にしているのかどうなのかということがやっぱり問われてきますよね。このところをお聞きしているんですよ。

石垣学校教育部長 今回の細野委員さんのお話は、我々も同じ疑問で、今、検討しているところでございます。ただ、この場での部分でお話をするということは、ちょっとなかなか難しいものがございます。誤解を招いてもまずい部分があります。

一定の規模というのは、これはありますから、みなみ野の部分は結構校庭は広いんですけども、やはり、じゃあそこに増築するといっても、一定の部分までしかできないという話になると、いわゆるキャパシティというのは、どうしても限られてくる。それで、じゃあ固執しますよということは思っておりませんけれども、今の中では、やっぱりそういうことになってしまうのかなとは思っていますけれども、そういうこと自体、我々も検討課題だということで、みんなでそこら辺投げ合っただけで、ほかのことも含めてこの問題は出てくるので、非常に、対応の仕方によっては大変なことになってしまう部分もございます。ただ、今、小中一貫校という部分が各市域、市内全域にも広がってきた場合については、逆にそういうものは問題になってこないのかなという気もしているんですね。ただ、それはかなりの時間軸が必要ですから、ここですぐというわけにはいきませんが、今の中では、みなみ野というのは突出している部分がございますので、そういう問題にやはり直面してしまうという部分がございますので、そこら辺はもう少し、ちょっと、少し時間をいただいた中で、また御相談をさせていただきたいなと思いますし、また、御意見等をいただければ大変うれしいと思っております。

以上でございます。

小田原委員長 何かよくわからない、苦しい言い方をしているのか、あの感じではよくわからない話なんだけれども。

細野委員 いいですか。それで、準備することも大変だと思うんですけども、2つか3つ同時につくるというようなことはとっても大変なんでしょうか。

小田原委員長 これは前から教育長が言っているように、それこそ、その現場の声を聞きながらというスタンスで進めてきていますから、そうすると、ようやく校長が手を挙げたのがここだったということなんですよ。それで、すぐにでも2つ3つというのをつくっていくべきだと、これも思っているんだけども、多分できないんじゃないですかね。

石川教育長 いいですか、先ほどの質問にも答える形で、ここで適正配置審議会の答申をいただきました。それを受けて、やっぱり今年度のうちには、何らかの形でその全体像を示す必要があるだろうというふうには考えています。そこに選択制の問題もあるし、この問題もあるわけで、今のところ、年内をめどにというふうには思っていますけれども、かなり難しい問題なものですから、もう少し時間がかかるかもしれませんけれども。でも、いつまでもそれを持ってやっていると、せっかくいいと言われているその小中一貫校がなかなか進まない。だから、一番その条件の整ったところで、まずはとにかくやってみようということを考えていまして、むしろその規模等から考えて、すぐにでもできるところはほかにもあるんですよ。ですから、私は、それは現実的に2校なり3校なりを一緒に進めたいという気持ちはありますけれども、全くお金がかからないわけじゃなくて、ほかのところはちょっとお金がかかる可能性もあるもんですから、とりあえず一番できやすいそこでやってみて、多分それはいい結果は出るというふうには思っていますけれども、ただ、結果を待つには相当何年か先のことですから、でも始める前に、いいという裏側には必ず問題もひそんでいるわけで、そういう問題は、試行する中で、どういう形が望ましいのか、その辺のところを何とか明確にしながら進めていこうというふうには思っているんです。考え方の中には、来年の4月に本当は3校ぐらいいきたいという気持ちはありますけれども、その辺も、もちろん全く捨てたわけじゃなくて、探りながらやっていきたいというふうには思っています。

いずれにしても、先ほどの話は、もう少し本当は具体的に言った方がわかると思いますけれども、傍聴の方もいらっしゃいますし、この発言がそこからひとり歩きしてもまずいものですから、で、さっきの部長のような話になっているということです。

野村学事課長 全体の議論の中でも申し上げるんですけども、その私の発言を訂正いたします。

小田原委員長 何を。

野村学事課長 みなみ野小学校がいっぱいではなくて、みなみ野小、みなみ野君田、七国、あのみなみ野地区での中の移動は可能なんです。あの地区全体で除外ということです。

小田原委員長 その議論になると、私がいつも言っているように、プレハブで対応しても一向に構わないと言っているわけなんですけれどもね。それはまたいつもの繰り返しになっちゃいますのでやめときますけれども。教育長のお話のように、時間軸を考えたらできませんから、時間軸は余り考えなくていいと、部長のお話の中に出てくる。それから、大きな問題が起こるといって、何が大きいかと聞いたら答えられないだろうから聞きませんが、大きな問題を恐れてはいけないだろうというふうに思います。それは、現在進められている小・中一貫のモデル校が進められているわけですから、その早い時期の開校を期待したいというふうに思っています。

その他はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ということで、じゃあ指導室からの小・中一貫の、名前については、なお御検討をお願いいたします。終わります。

では、引き続いて報告事項は何かございますか。

石垣学校教育部長 特にございません。

小田原委員長 特にないようでございます。委員の皆さんで何かございますか。ありませんか、よろしいですか。生涯学習審議会についての質問は、しようと思ったけどやめておきます、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 じゃあ、ないようでございますので、公開での審議は以上で終わります。

それでは、しばらく休憩に入りまして、20分から再開いたしたいと思います。休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退出願います。

【午後3時10分閉会】